

議案第十三号

三朝町職員の福祉制度に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の福祉制度に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂 出 雅 巳

三朝町条例第 号

三朝町職員の福祉制度に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の福祉制度に関する条例（昭和三十六年三朝町条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「市町村職員」を「地方公務員等」に改め、「共済組合法」の下に「（昭和三十七年法律第五十二号）を加える。

第三条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「（以下互助会という）」

を「（以下「互助会」という。）」「に」、「行り」を「行なり」に改める。
第六条中「もとづく」を「基づく」に、「行り」を「行なり」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

昭和四拾五年三月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

